

近畿地建
資料配布

配布日時	平成11年12月17日 14:00
------	----------------------

件名	地域高規格道路の区間指定について —近畿地方建設局管内において4区間（3路線）の指定—
----	--

取扱い	新聞 平成11年12月18日（土） 朝刊 ラジオ 平成11年12月17日（金） 午後5時以降 テレビ
-----	--

同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 〈同時発表：建設省建設クラブ〉
------	--

問い合わせ先	近畿地方建設局 道路部 道路計画第一課 課長 東川 直正 課長補佐 吉谷 幸二 TEL 06（6942）1141（内線4211） 06（6941）7435（直通）
--------	---

地域高規格道路の区間指定について

一近畿地方建設局管内において4区間（3路線）の指定一

近畿地方建設局管内における今回の指定内容

「整備区間」	1区間	5km	（全国：20区間 96km）
「調査区間」	3区間	17km	（全国：26区間229km）

合 計 4区間 22km （全国：46区間325km）

- 全国的な高規格幹線道路とこれに次ぐ幹線道路ネットワークである一般国道のサービスレベルには大きな格差が存在します。このため、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線を地域高規格道路として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有する道路として整備を推進しているところです。
- 近畿地方建設局管内における地域高規格道路については、平成6年12月及び平成10年6月に路線の指定が行われ、地域高規格道路として整備を進める妥当性・緊急性等について基礎的な調査を実施する路線である「候補路線」24路線（全国110路線）と、地域高規格道路としての整備を進めていく路線として「計画路線」32路線（延長約1,158km）（全国187路線、約6,950km）が指定されています。
- 地域高規格道路の重点的かつ計画的な整備を図るため、「計画路線」の中から、ルート選定、整備手法、環境影響評価、都市計画等の調査を進める「調査区間」と、事業着手に向け、環境影響評価手続き、都市計画決定の手続き、予備設計等を進める「整備区間」に指定され、事業及び調査が進められています。
- 物流の効率化や地域相互の交流促進を支援する地域高規格道路のより一層の整備を推進するため、府県等から指定候補の報告を受け、平成11年12月17日付けで、近畿地方建設局管内においては、地域高規格道路の「調査区間」として3区間（17km）（全国26区間229km）、「整備区間」として1区間（5km）（全国20区間96km）が指定されることとなりました。
- この結果、近畿地方建設局管内において、これまでに「調査区間」「整備区間」に指定されていた区間と合わせ、「調査区間」の延長は約100km（全国約1,103km）、「整備区間」の延長は677km（全国2,707km）となります。
- なお、「整備区間」に指定された区間のうち、平成12年度の新規着工準備箇所として、1区間5km（全国14区間77km）を要求しているところです。
この他に、平成10年12月に整備区間に指定された下記の1区間を新規事業化要求しています。

・ 甲賀湖南道路〔こうか甲賀郡こうせい甲西町～いしべ甲賀郡石部町：延長＝7km〕

地域高規格道路の区間の指定について

- ① 地域高規格道路については、平成6年12月及び平成10年6月に路線の指定が行われ、近畿地方建設局管内において「候補路線」24路線（全国110路線）（地域高規格道路として整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討を進める路線）と「計画路線」32路線（全国187路線）（地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線）が指定されているところです。
- ② 地域高規格道路の整備を順次進めるにあたっては、「計画路線」の中から、ルート選定、整備手法、環境影響評価、都市計画等の調査を進める「調査区間」と、事業着手に向けて、環境影響評価手続き、都市計画決定手続き、予備設計等を進める「整備区間」を指定することとしており、平成11年度についても新たな区間の指定が行われました。
- ③ 今回近畿地方建設局管内において指定がなされた区間の規模は、「調査区間」3区間（17km）（全国26区間、229km）、「整備区間」1区間（5km）（全国20区間、96km）で、これまでに指定された調査区間、整備区間を合わせると現在の区間指定、整備状況は表－1のとおりとなります。

表－1 近畿地方建設局管内における地域高規格道路の路線、区間指定状況と整備状況
(単位：km)

	路線指定 延長 (計画路線)	区間指定 延長	うち		
			調査区間	整備区間	供用中
地域高規格道路	1,158	777	(17) 100	(5) 677	425

※平成10年12月17日現在

注1) ()内は今回指定されたもの(内数)

近畿地方建設局管内における今回の地域高規格道路の区間

1. 地域高規格道路 整備区間

府県市名	路線名	区間の起終点		延長 (km)	備考	図面 No.
		起 点	終 点			
兵庫県	とっとりよおかみやづ 鳥取豊岡宮津自 動車道	きのさき かすみ 城崎郡香住町 あまるべ 余部	城崎郡香住町森	5		①

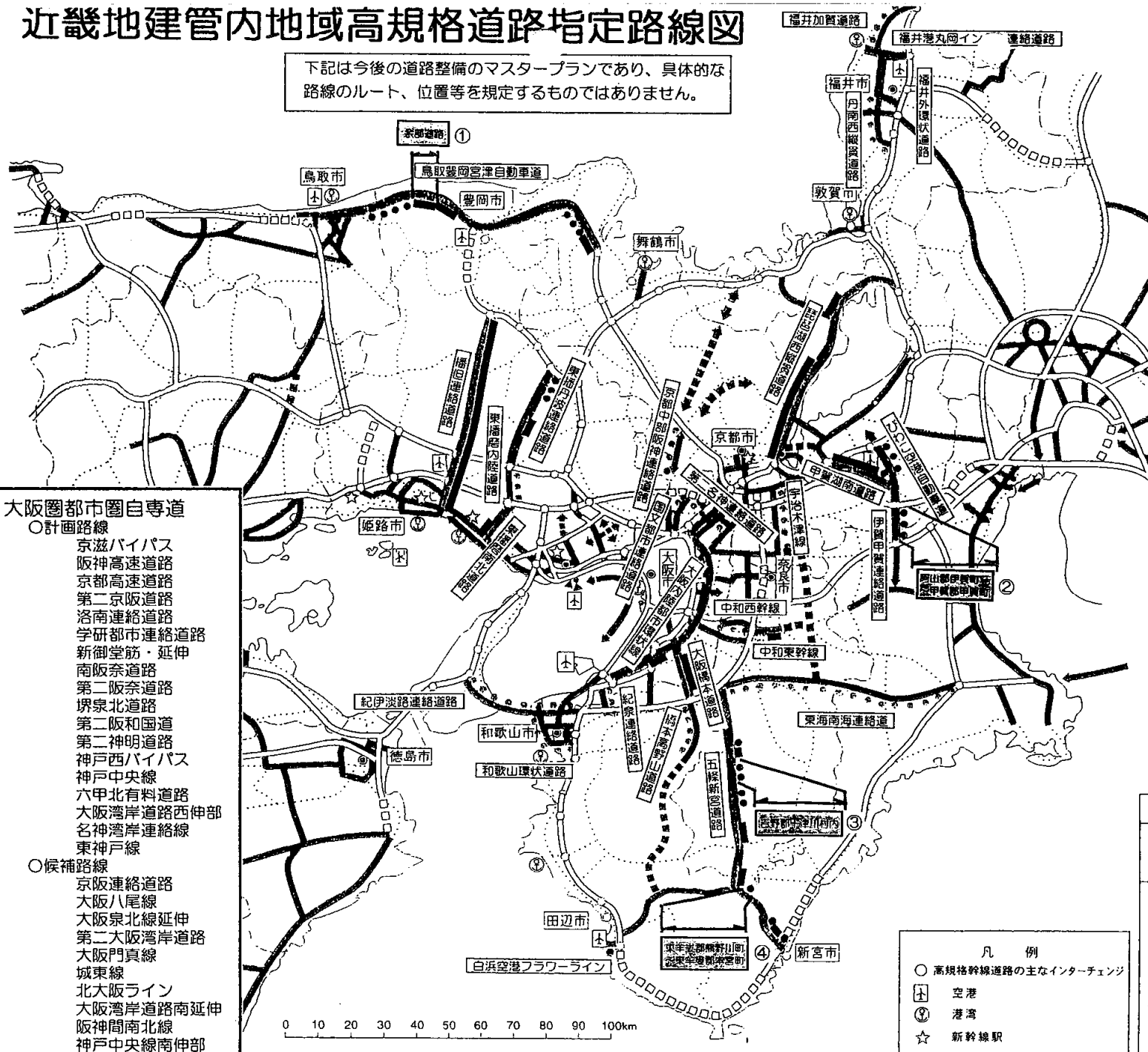
2. 地域高規格道路 調査区間

府県市名	路線名	区間の起終点		概略 延長 (km)	備考	図面 No.
		起 点	終 点			
三重県 滋賀県	いがこうか 伊賀甲賀連絡道 路	あやま いが 阿山郡伊賀町	こうか こうか 甲賀郡甲賀町	10 (7)		②
奈良県	ごじょうしんぐう 五條新宮道路	よしの とつかわ 吉野郡十津川村	吉野郡十津川村	8		③
和歌山県	ごじょうしんぐう 五條新宮道路	ひがしむろ くまのがわ 東牟婁郡熊野川 町	東牟婁郡本宮町	2		④

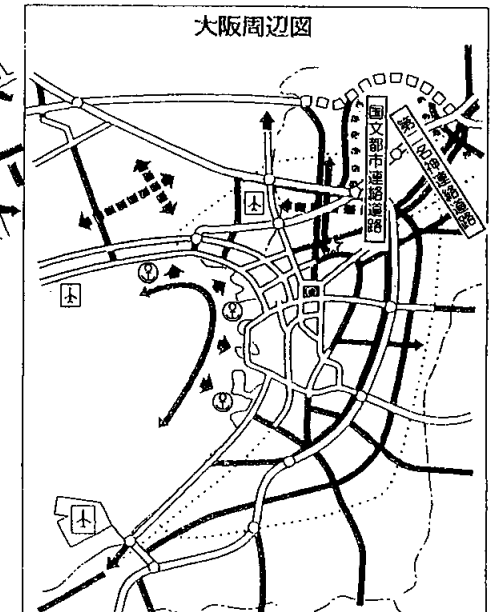
※ () 数字は、近畿地方建設局管内の延長を示している。

近畿地建管内地域高規格道路指定路線図

下記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。



凡	例
地域高規格道路	候補路線
	計画路線
	調査区間
	整備区間
	今回調査区間
	今回整備区間



大阪圏都市圏自専道

○計画路線

京滋バイパス
阪神高速道路
京都高速道路
第二京阪道路
洛南連絡道路
学研都市連絡道路
新御堂筋・延伸
南阪奈道路
第二阪奈道路
堺泉北道路
第二阪和国道
第二神明道路
神戸西バイパス
神戸中央線
六甲北有料道路
大阪湾岸道路西伸部
名神湾岸連絡線
東神戸線

○候補路線

京阪連絡道路
大阪八尾線
大阪泉北線延伸
第二大阪湾岸道路
大阪門真線
城東線
北大阪ライン
大阪湾岸道路南延伸
阪神間南北線
神戸中央線南伸部

凡 例

路線表示区分	表示方法	備考
高規格幹線道路	——	供用および整備計画区間 (事業中区間を含む)
	□ □ □	基本計画および予定路線区間
広域道路 (交流促進型)	——	都市高速道路
	——	本線のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路
広域道路 (地域形成型)		沿道からのアクセス性に配慮した道路
検討区間	■ ■ ■	路線、構造について今後検討する区間

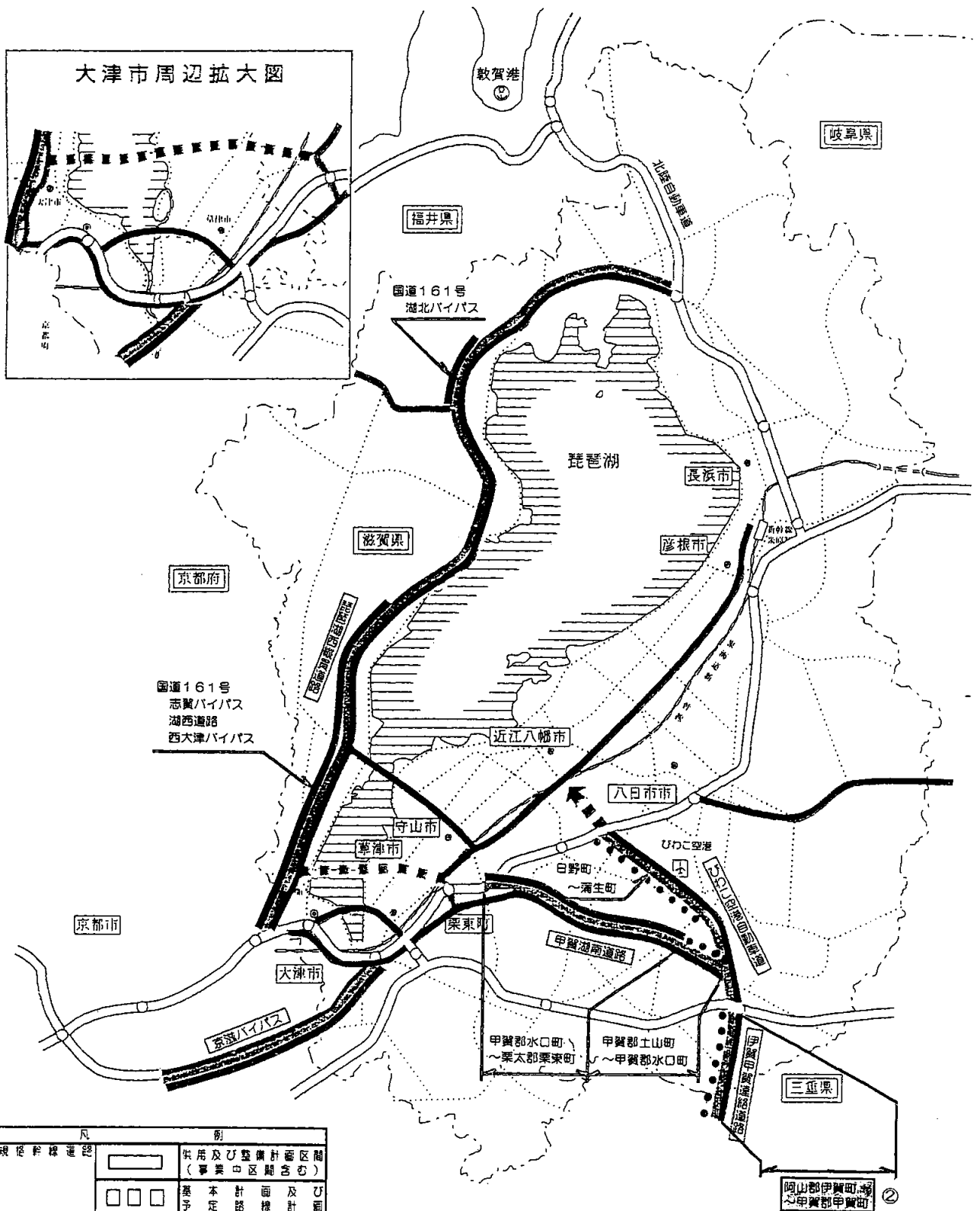
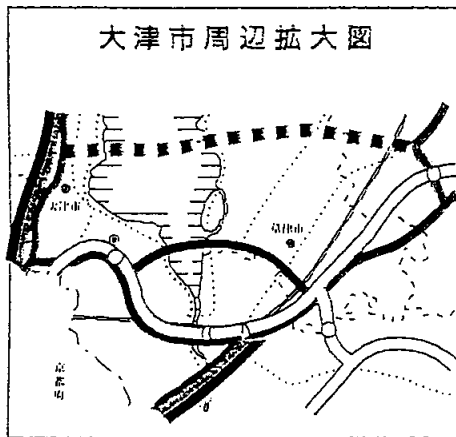
凡 例

- 高規格幹線道路の主なインターチェンジ
- ✈ 空港
- ⚓ 港湾
- ☆ 新幹線駅

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100km

注) 上記道路の図示は省略

滋賀県地域高規格道路指定路線図



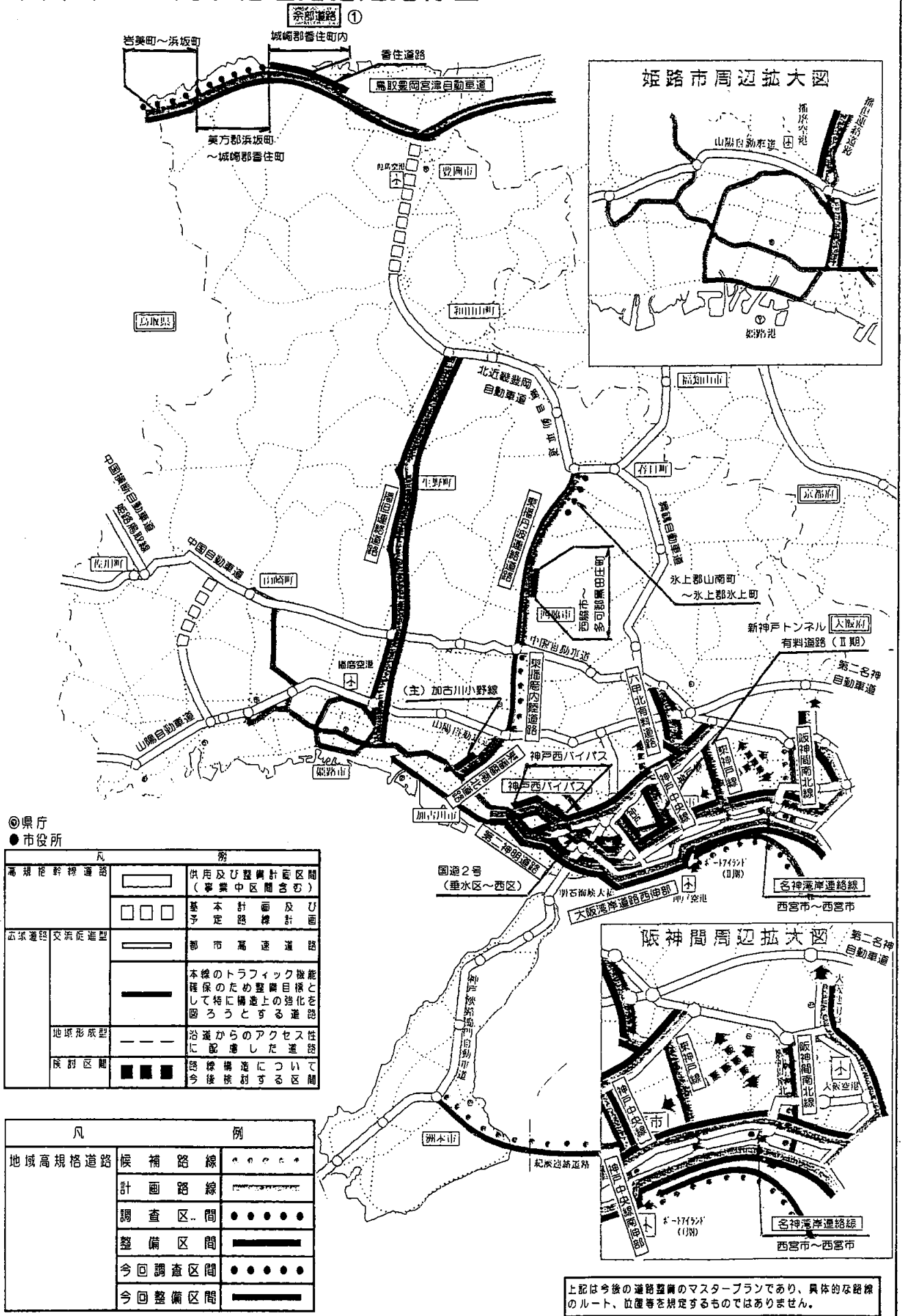
凡		例
高規格幹線道路		供用及び整備計画区間 (事業中区間を含む)
		基本計画及び 予定路線計画
広域道路 交流促進型		都市高速道路
		本線のトラフィック機能 確保のため整備目標と して特に構造上の強化を 図ろうとする道路
地域形成型		沿道からのアクセス性 に配慮した道路
検討区間		路線構造について 今後検討する区間

◎ 県庁
● 市役所

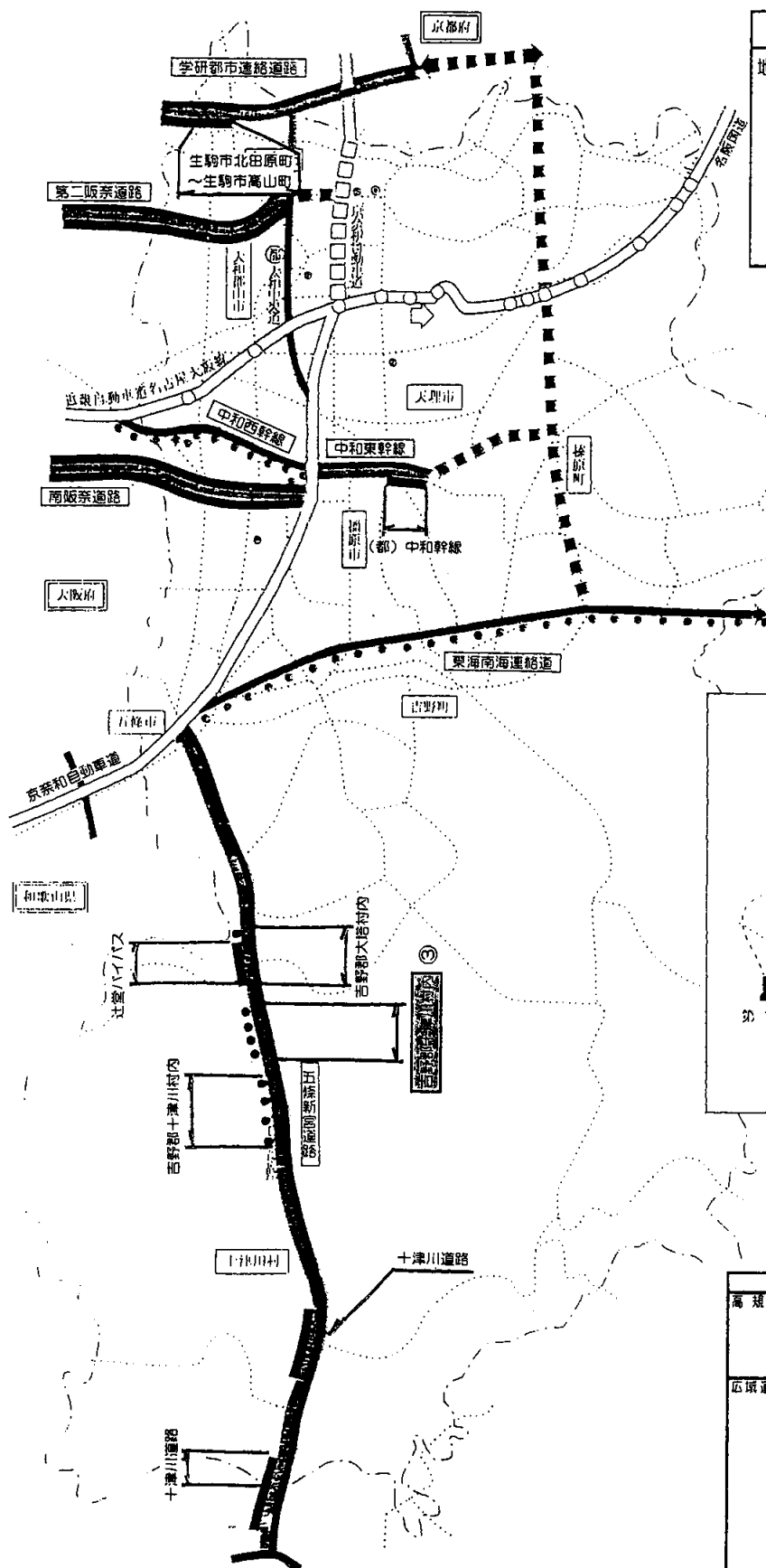
上記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

凡		例
地域高規格道路	候補路線	● ● ● ● ●
	計画路線	———
	調査区間	● ● ● ● ●
	整備区間	———
	今回調査区間	● ● ● ● ●
	今回整備区間	———

兵庫県地域高規格道路指定路線図



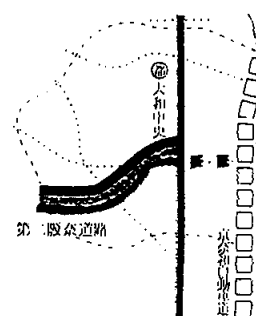
奈良県地域高規格道路指定路線図



凡 例	
地域高規格道路	候補路線
	計画路線
	調査区間
	整備区間
	今回調査区間
	今回整備区間

三重県

奈良市周辺拡大図

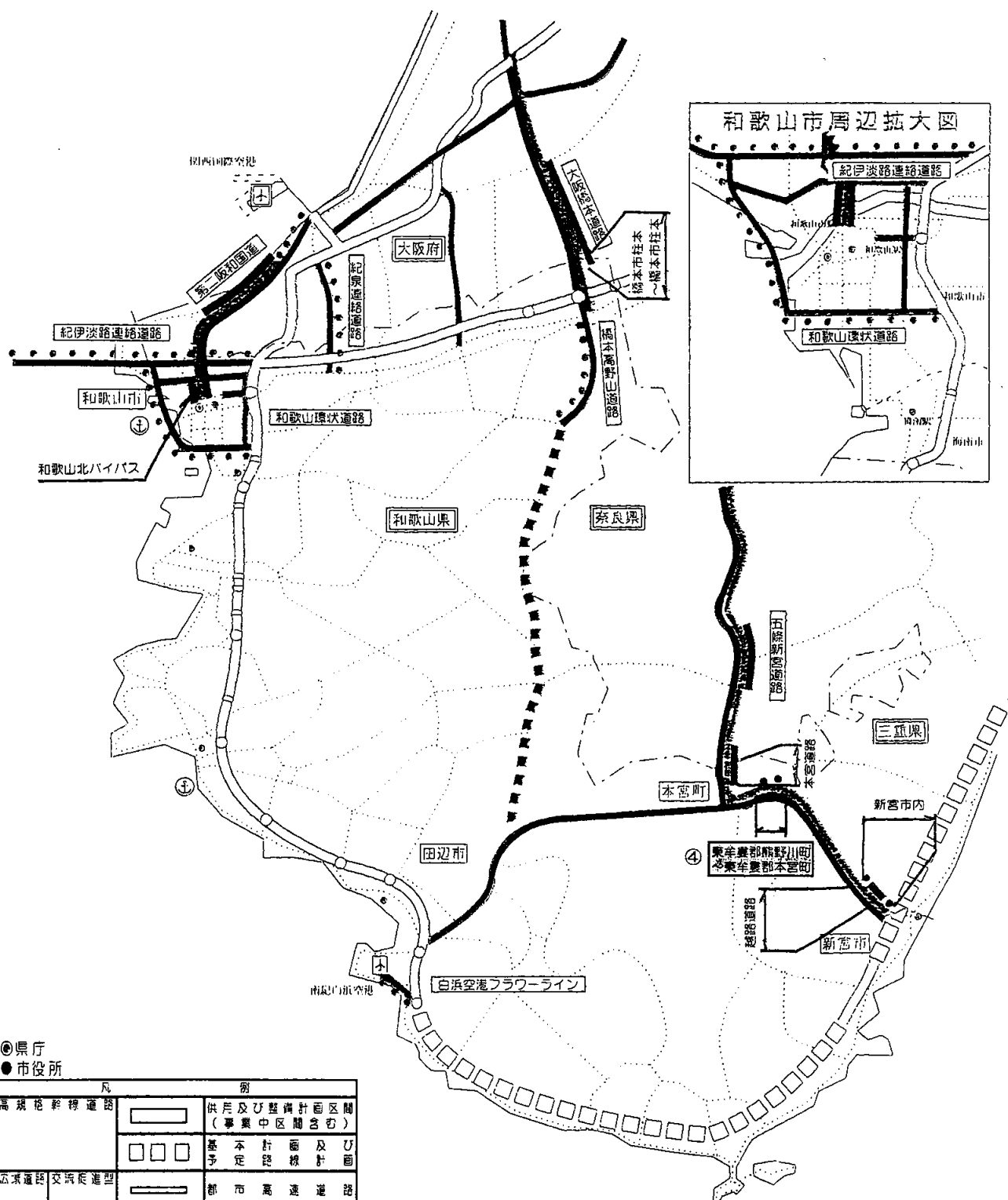


◎県庁
●市役所

凡 例	
高規格幹線道路	供用及び整備計画区間 (事業中区間含む)
	基本計画及び 予定路線計画
広域道路	都市高速道路
交通促進型	本線のトラフィック機能 確保のため整備目標と して特に構造上の強化を 図ろうとする道路
地域形成型	沿道からのアクセス性 に配慮した道路
検討区間	路線構造について 今後検討する区間

上記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

和歌山県地域高規格道路指定路線図



◎県庁
●市役所

凡		例
高規格幹線道路	——	供用及び整備計画区間 (事業中區間含む)
	□□□	基本計画及び 予定路線計画
公営道路	——	都市高速道路
	——	本線のトラフィック機能 確保のため整備目標と して特に構造上の強化を 図ろうとする道路
地味形成型	——	沿道からのアクセス性 に配慮した道路
検討区間	■ ■ ■	路線構造について 今後検討する区間

上記は今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

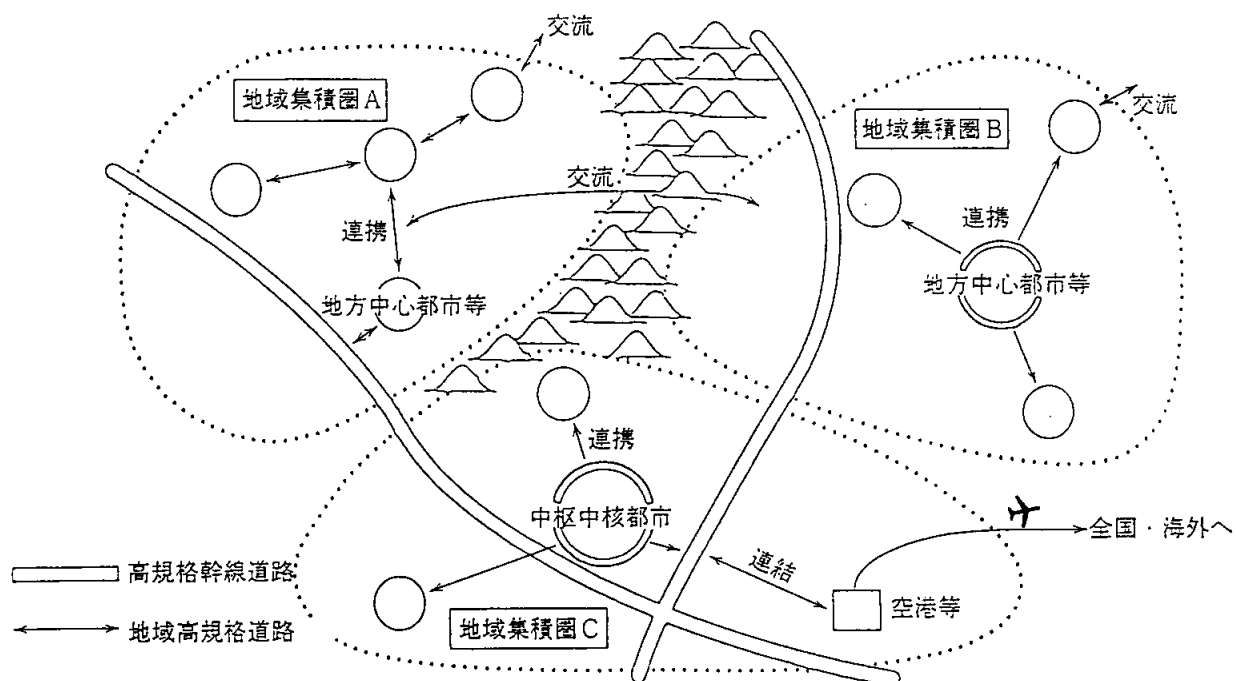
凡		例
地域高規格道路	候補路線	
	計画路線	—————
	調査区間	● ● ● ● ●
	整備区間	—————
	今回調査区間	● ● ● ● ●
	今回整備区間	—————

地域高規格道路の概要

○ 地域高規格道路は、以下の3つの機能のいずれかを有する道路で自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路です。

- ①連携機能 → 通勤圏域の拡大や都市と農山村地域との連携の強化等による地域集積圏の拡大を図る環状・放射道路
- ②交流機能 → 高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活発化を促し地域集積圏間の交流を図る道路
- ③連結機能 → 空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等と都市と連結を図る道路

地域高規格道路の機能イメージ



地域高規格道路の指定の手順と経緯

